

発議案第2号

北朝鮮による弾道ミサイルの発射と核実験に抗議する決議（案）

北朝鮮は、平成29年8月29日に北海道の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射し、さらに、9月3日には6回目となる核実験を強行した。

これを受けて、国連安全保障理事会は9月11日に、追加制裁決議を全会一致で採択し、国際社会が結束して一段と強い圧力をかける姿勢を示したが、北朝鮮は9月15日に、再び北海道の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮が国際社会の強い抗議と警告を無視して、我が国の上空を通過する形で弾道ミサイルの発射を強行し、さらに爆発規模が過去最大と推定される核実験を強行したことは、許されざる暴挙であり、断じて容認できない。

本県議会は、本年6月定例会において「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に抗議する決議」を行ったところであるが、北朝鮮に対し、その軍事的暴挙に断固として抗議するとともに、核兵器及び弾道ミサイル等の計画を即刻に放棄し、更なる軍事的挑発行動を行わないよう重ねて強く求めるものである。

また、国は、北朝鮮に対し、国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全履行と国際社会と一体となった更なる実効ある外交措置のもと、平和的な問題解決に全力を尽くすとともに、国民に対して、北朝鮮の弾道ミサイル発射や避難行動等に関する的確な情報提供を行うなど、国民の安全と安心の確保に万全を期すことを強く求める。

以上、決議する。

平成29年10月12日

香 川 県 議 会